

規制影響分析書要旨

規制の名称	違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可業者等に対する規制の強化	
主管部局・課室	生活衛生・食品安全部生活衛生課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成29年2月	
規制の新設・改廃の内容・目的	違法な民泊サービスの広がり等を踏まえ、無許可業者に対する報告徴収及び立入検査並びに緊急命令の規定を創設いたします。	
	(根拠条文)	旅館業法の一部を改正する法律案による改正後の旅館業法第7条第2項及び第7条の2第3項
想定される代替案	都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)による任意の行政指導によって、無許可業者に対する指導・監督を行うこととします。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	規制を遵守するために、規制を受ける者が、許可の申請書類の作成、構造設備基準や遵守事項に適合するための措置に要する費用、報告徴収・改善命令・許可の取消し等が行われた場合は、その措置のために要する費用、許可を受けずに旅館業を行った場合等に課せられる罰則に要する費用を負担することが考えられます。	都道府県知事による任意の行政指導を行う場合には、改正案と同様の手続費用が発生します。
(行政費用)	都道府県において、無許可業者に対する報告徴収・立入検査等の業務費用を要することが考えられます。	都道府県知事による任意の行政指導を行う場合には、改正案と同様の手続費用が発生します。
(その他の社会的費用)	その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。	その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
	無許可業者に対する規制の強化により、感染症等の公衆衛生上のリスクや善良の風俗を害するリスクがある無許可業者を実効性をもって取り締まることができます。	都道府県知事による任意の行政指導や警告では、無許可業者の営業者が行政指導に従わず、無許可営業に対する実効性のある取締りができないおそれがある。
分析結果	代替案においては、無許可業者に対する規制が任意の行政指導であることから改正案と比較して無許可業者が受ける負担は軽いものの、無許可業者に対する規制が十分に及ばず、無許可業者を確実に排除するという目的を達成するための実効性が担保できない恐れがあります。このため、規制の新設に当たっては改正案の方が望ましいものと考えます。	
有識者の見解その他関連事項	「民泊サービス」の制度設計のあり方について(平成28年6月20日「民泊サービス」のあり方に関する検討会最終報告書)において、「民泊に係る法整備と併せ、旅館業法の改正についても検討すべきである。具体的には以下のような点が挙げられる。(略)無許可業者に対する報告徴収や立入調査権限を整備することについても併せて検討すべきである。」とされている。	

一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	旅館業法の一部を改正する法律案附則第2条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、当該規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の検討規定を設けており、当該規定に基づいて対応します。
備考	—